

# 上野総合市民病院の数字

市民の皆さんに上野総合市民病院の現状を知っていただくため、新しいコーナーを始めます。

今回は令和元年度の当院に関するさまざまな数字を通じて、診療の状況をお伝えします。

## 71,826 人

1年間に入院した延べ患者数です。1日平均197人入院したことになります。

## 69,260 人

1年間に外来受診した延べ患者数です。1日平均190人外来受診したことになります。

これらの数字が少ないほど、市民が健康とは言い切れません。老化とともに生活習慣病などの疾患をかかえる可能性が高くなりますので、重症化予防のために早期発見、早期治療が望まれます。

気になる症状がある場合は早めの受診を心がけてください。



## 2,961 人

1年間に救急科を受診した患者数です。1日平均8人受診したことになります。

## 1,016 人

1年間に救急科を受診した人のうち、救急車で当院へ搬送された患者数です。1日平均3人搬送されたことになります。

二次救急を担う救急外来では、迅速に診察と検査を行い、正しい診断と、適切な治療に努めています。また、より高度な医療が必要と判断した場合、三次救急を担う救命救急センターや大学病院へ搬送し、適切な治療が受けられるよう連携をとっています。

今後も市民の皆さんの安全・安心のために、あらゆる救急ニーズに対応する地域のセーフティネットをめざします。

(上野総合市民病院 院長 田中 光司)

### トピックス

## みんなでなくそう！ 不法投棄

市では、不法投棄を未然に防止するため、さまざまな取り組みを進めています。

しかし、タイヤや家電製品などを山林や道路脇などに捨てる不法投棄が後を絶ちません。このような行為が、地域の生活環境や自然環境を悪化させる原因になっています。

不法投棄を防ぐために、看板の設置や地域のパトロールなど、地域と行政が協力して取り組んでいくことが大切です。

### ◆不法投棄を防ぐために自分の土地を適正に管理しましょう

投棄された廃棄物を撤去し、もとの状態に回復させるには、多額の費用と労力が必要です。

その費用は投棄した人が負担しなければなりません。投棄した人が見つからなければ、土地所有者や管理者が廃棄物の撤去を行うことになります。

自宅から離れた場所に所有地がある場合、「定期的に見回る」「草刈りをして土地を清潔にする」「ロープなどをはり、第三者が侵入できない環境をつくる」など、ごみを捨てにくくする対策をしましょう。

### ◆不法投棄をしようとしている現場を見つけたら

危険を伴うことがありますので、ひとりで対応せず、すぐに警察へ通報してください。

投棄者が使用していた車両のナンバー、車種などが分かると犯人の特定に役立ちます。

### 不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てることは、法律で禁じられています。

違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。



不法投棄された家電製品など(市内)



【問い合わせ】 廃棄物対策課  
TEL 20・1050 FAX 20・2515  
hakibutsu@city.iga.lg.jp

# 3月の無料相談

暮らしのいろいろな問題と悩みごとについて相談をお受けします。詳しくは市ホームページをご覧ください。



相談内容	開催日	時間	場所	問い合わせ/備考	電話
法律相談 ※予約制 *市職員(弁護士)が相談に応じます。 (年度内1回のみ)	11日(木)	13:00～16:30	本庁舎 2階相談室3	市民生活課 3/4 8:30～受付 ※先着6人	22-9638
	23日(火)			市民生活課 3/16 8:30～受付 ※先着6人	
女性法律相談(離婚・親権など) ※予約制	10日(水)	13:00～16:00	ハイトピア伊賀 4階相談室	人権政策課 ※受付期間(2/22～3/5) ※先着4人	22-9632
行政相談(行政相談委員) *行政に関わる日常の困りごとをお伺いします。	10日(水)	13:30～16:00	本庁舎 2階相談室3	市民生活課	22-9638
人権相談 (人権擁護委員)	18日(木)	13:30～16:00	ハイトピア伊賀 4階相談室3	人権政策課	22-9683
司法書士相談(登記・相続・借金問題など) ※予約制	24日(水)	13:00～16:00	本庁舎 2階相談室3	市民生活課 ※受付期間(2/25～3/22) ※先着5人	22-9638
交通事故相談 ※予約制	12日(金)	13:30～15:30	本庁舎 2階相談室3	市民生活課 ※受付期限(3/10) ※先着4人	22-9638
出張年金相談 ※予約制	3日(水)	10:00～15:00	ハイトピア伊賀 3階	津年金事務所	059-228-9112
	19日(金)				
緑(園芸)の相談	8日(月)	13:30～16:00	本庁舎玄関ロビー	都市計画課	22-9731
外国人のための行政書士相談 ※予約制	14日(日)	13:30～16:00	ハイトピア伊賀 4階 多文化共生センター	市民生活課 ※受付期限(3/10) ※先着4人	22-9702
こころの健康相談 ※予約制	24日(水)	14:00～17:00	三重県伊賀庁舎 1階	伊賀保健所	24-8076
健康相談	26日(金)	10:00～11:00	ハイトピア伊賀 4階健康ステーション	健康推進課	22-9653
高齢者の就業相談 ※予約制	18日(木)	13:30～15:00	伊賀市シルバーワークプラザ	シルバー人材センター	24-5800
経営相談	12日(金)	10:00～16:00	本庁舎 3階会議室 301	三重県産業支援センター	059-228-3326

## 常時開設相談

※相談時間などはお問い合わせください。

相談内容	問い合わせ	電話	相談内容	問い合わせ	電話
消費生活相談	市民生活課	22-9626	障がい者の総合相談	障がい者相談支援センター	26-7725
高齢者の総合相談	地域包括支援センター	26-1521	ふれあい相談(教育相談)	教育研究センター	21-8839
女性相談 ※予約優先	こども未来課	22-9609	青少年相談	青少年センター	24-3251
家庭児童相談 ※予約優先			若者の就労相談 ※予約優先	いが若者サポートステーション	22-0039
母子・父子自立相談 ※予約優先			雇用・労働相談	商工労働課	22-9669
こどもの発達相談			生活にお困りの方の相談	生活支援課	22-9650
	こども発達支援センター	22-9627	人権相談	人権政策課	22-9683